

登 園 証

保育園は、学校保健安全法に準じ、感染症対応を行います。感染症と診断された際は、病気が治癒した後、受診された医療機関において「登園しても差し支えない」という診断が必要となります。医師の診断の後、登園が可能となりますが、お子様の体調が集団生活が可能な状態まで（機嫌・食事等）回復してからの登園をご協力お願い致します。また、登園された場合もお子様の様子によってはご連絡することがあることもございます。

登園再開初日に保護者の方が登園証に記入し提出してください。

えいせいかい保育園 園長殿

記入日： 年 月 日

園児氏名

1. 該当する感染症（感染症に○をしてください）

発症日： 年 月 日

※感染症の表は裏面にもあります。

感染症	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後4週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療を終了してから
	麻疹 (はしか)	発症4日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
	風疹 (三日ばしか)	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
	水痘 (水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹がかさぶたになってから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症1～2日前から耳下腺腫脹後5日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好であること
	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められてから
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111等)	便中に菌が排泄されている間	症状が始まり、かつ、治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されること
	急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	結膜炎の症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められてから
	髄膜炎菌性髄膜炎	有効な治療開始後、24時間経過するまで	医師により感染の恐れがないと認められてから

2. 医療機関名

3. 医師により登園が許可された日

年 月 日より登園可

上記医療機関より該当する感染症について、症状が回復し集団生活に支障がないと診断されましたので、登園いたします。

保護者氏名

1. 該当する感染症（感染症に○をしてください）

※感染症の表は表面にもあります。

感染症	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	手足口病	唾液へのウイルス排出は通常1週間未満。便からの排出は数週間	発熱が無く、解熱後1日以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響なく普段の食事ができること
	伝染性紅班（リンゴ病）	風邪症状発現から、顔に発疹が出現するまで	全身状態がよいこと
	ヘルパンギーナ	唾液へのウイルス排出は通常1週間未満。便からの排出は数週間	発熱が無く、解熱後1日以上経過し普段の食事ができること
	マイコプラズマ肺炎	症状発現時がピークで、その後4～6週間持続	発熱や激しい咳が治まっていること（症状が改善し、全身状態がよいこと）
	RSウイルス感染症	通常3～8日（乳児は3～4週間）	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
	ヒトメタニューモウイルス	通常3～8日（乳児は3～4週間）	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24時間経過するまで	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していること。ただし、治療の継続は必要
	ウイルス性胃腸炎	症状がある時期が主なウイルス排出期間	嘔吐・下痢症状が治まり、普段の食事ができること
	アデノウイルス	症状出現2日前～症状消失2日後	症状がすべて消失し、医師から登園可能の診断があること
	帯状疱疹	発疹出現1～2日前から、かさぶた形成まで	すべての発疹がかさぶたになるまで
	突発性発疹	園内では通常流行することはない。2回罹る場合もある。	解熱後1日以上経過し、全身状態がよいこと
	伝染性膿痂疹（とびひ）	浸出液の多い時期。患部が乾燥するまで	皮疹が乾燥または、湿潤部位が被覆できる程度のものであること※1
	インフルエンザ（インフルエンザ様症状も含む）	発症24時間前～後3日（1週間程要注意）	発症後最低5日間かつ解熱後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日間が最も強く、10日目まで感染力あり。発症前・無症状でも感染する	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※1 医師の許可が出て登園する際は患部をガーゼ等で覆い、交換用のガーゼをご用意ください。